

みのかも防犯まちづくり推進計画（案）



第5次総合計画では、基本目標の1つに「笑顔のまる：安心して暮らせるまちをつくります」を掲げています。本計画は、その目標の実現をめざします。

美濃加茂市

目 次

第1章 計画の指針

1 計画策定の趣旨	1
2 基本目標とスローガン	1
3 計画期間	1
4 計画の位置づけ	2
5 基本方針	3
6 推進体制	3

第2章 現状と課題

1 犯罪の現状	5
2 市内の防犯活動団体	7
3 課題	7

第3章 行動計画(プロジェクト事業)

1 犯罪防止のまちづくりプロジェクト	8
2 地域 ^{はぐく} みプロジェクト	8
3 身近な犯罪(自転車盗・万引き)防止プロジェクト	9
4 まちの見回りプロジェクト	9
5 子どもの見守り・あいさつプロジェクト	10
6 情報共有・啓発プロジェクト	10

資 料

美濃加茂市防犯活動推進条例	11
美濃加茂市防犯活動推進協議会委員名簿	13
試問・答申	14
みのかも防犯まちづくり推進計画策定経過	15

第1章 計画の指針

1 計画策定の趣旨

近年、都市化の進展に伴う生活環境の変化や核家族化、少子化などの社会情勢の変化は、地域社会における連帯意識の希薄化と犯罪抑止機能の低下を招き、モラルの低下と青少年非行の低年齢化につながっていると考えられます。

この状況に対応するため、安全で安心できる住みよい地域社会の実現のために「美濃加茂市防犯活動推進条例」が平成21年10月に制定されました。

本計画は、この条例の目的である「安全で安心できる住みよい地域社会の実現」を図り、市民、事業者および市の3者が協働して防犯活動を推進するために策定するものです。

そして、平成22年度からスタートした第5次総合計画「まあるいまち みのかも」がめざす基本目標のひとつ、笑顔の「まる」づくり をすすめていきます。

2 基本目標とスローガン

本計画の基本目標は、第5次総合計画で設定した犯罪発生件数の削減とします。

第5次総合計画に基づく犯罪発生件数の削減目標

件数 \ 年	平成 20 年	平成 26 年	平成 31 年
発生件数	861 件	780 件	700 件

「安全で安心できるまち」の実現をめざすため、市民が共有するスローガンを定めます。



みんなで創ろう「安全・安心のまち」みのかも
～ 地域の安全は、地域で守る ～

3 計画期間

本計画は、平成 23 年度から平成 31 年度までの 9 年間とし、第 5 次総合計画の目標年度に沿って前期 4 年、後期 5 年とします。

また、計画は、社会情勢等の著しい変化があった場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の位置づけ

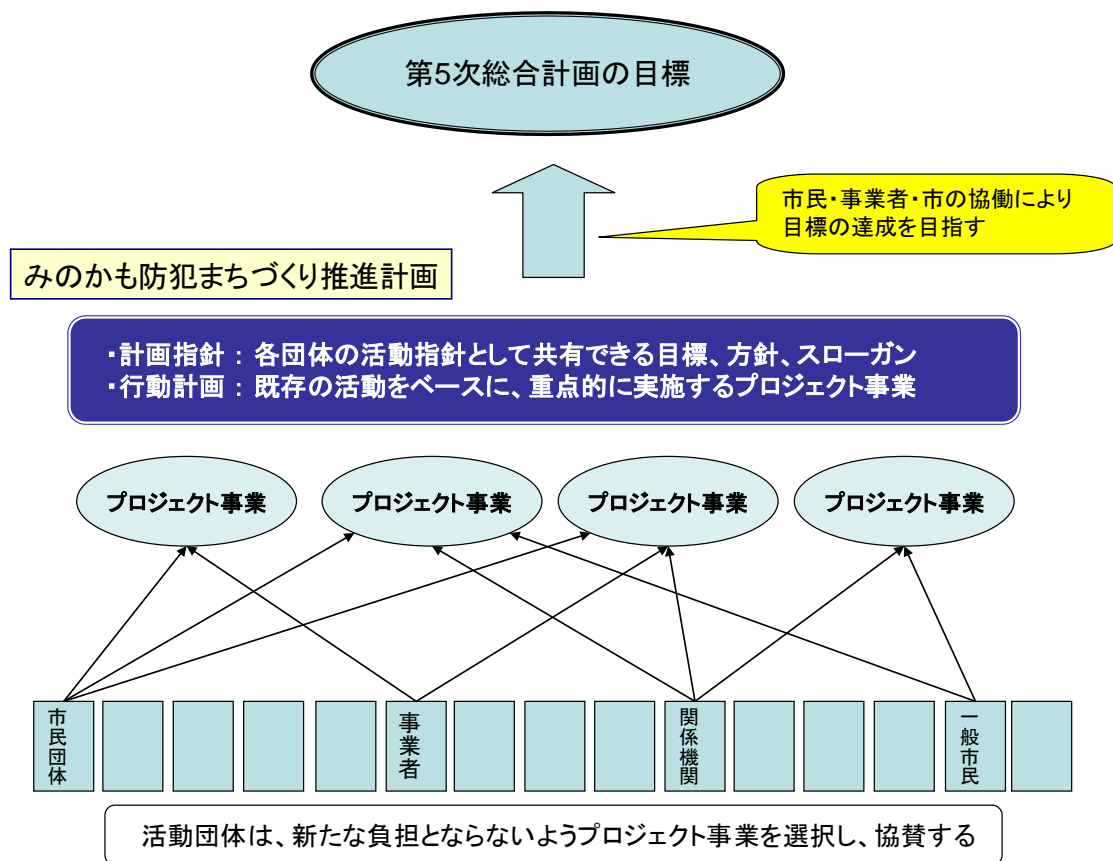
(1) 対象分野

本計画は、下記の3つの分野を対象として策定します。

- ① 防犯に対する市民意識の向上（地域活動）
- ② 犯罪を防止する環境づくり（身近な犯罪の防止）
- ③ 防犯活動の活性化（団体の育成・強化）

(2) 計画のイメージ

本計画の位置づけと推進方法のイメージです。



【イメージ策定の留意事項】

- ・第5次総合計画との連動
- ・市民・事業者・市の3者が共有できる推進計画の策定
- ・既存団体の活動の尊重
- ・活動団体に新たに過度の負担を求めない
- ・具体的な活動目標としてプロジェクト事業を策定
- ・市民・事業者・市の3者でプロジェクト事業を推進

5 基本方針

(1) 犯罪発生の予防

犯罪に対しては、厳正な摘発と処罰が必要であるが、犯罪が発生しないよう特に事前予防に努めること

(2) 地域コミュニティの形成

隣近所の者が声をかけあう地域環境を整備し、犯罪のない豊かなコミュニティを築くこと

(3) 防犯団体の育成と連携

防犯まちづくり活動を積極的に推進する活動主体を育成し、団体活動の効率性を高めるため連携を強化すること

(4) 情報の共有

防犯に関する情報を警察だけでなく市民、事業者、市や関連機関が共有し、防犯意識を高めること

(5) 重点地区の設定

犯罪が多発している地域をモデル地区として、積極的な防犯活動に取り組むこと

6 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市の3者がお互いの役割を認識し、それぞれが互いに連携・協力して施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

【市民の役割】

(1) 「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、市民一人一人が防犯意識を持ち、自ら犯罪防止に努めるとともに、市民や市民団体（地域団体）が、互いに連携し、防犯活動を行います。

(2) 市民は、市、警察、市民団体（地域団体）が実施する各種防犯活動に積極的に参加します。

【条例抜粋】

(市民の責務)

第3条 市民は、防犯活動について理解を深め、自ら安全確保に努めるとともに、互いに協力して防犯活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に積極的に協力するものとする。

【事業者等の役割】

(1) 事業者等は、地域の一員として、従業員への防犯意識の啓発や、店舗・事業所における防犯に配慮した施設整備等を行います。

- (2) 事業者等は、その事業を実施するにあたり、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域と一体となった防犯活動を実施します。
- (3) 事業者等は、従業員が地域の防犯活動に参加できるように援助します。

【条例抜粋】

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるとともに、その所有し、又は管理する土地、建物等を適性に管理し、市民の安全を確保するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に積極的に協力するものとする。

【市の役割】

- (1) 市は、警察等関連機関と連携し、防犯活動推進に関する事業を積極的に進めるとともに、市民（市民団体）、事業者等の自主的活動に対する活動支援を行います。
- (2) 市民が安全で安心して生活できるように施設の整備を行うとともに、市民の安全意識を呼び起こすように情報提供や啓発等を実施します。

【条例抜粋】

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、市民、事業者等及び関係機関と密接な連携を図りながら、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民生活における犯罪防止のための施設整備に関すること。

(2) 防犯活動を自主的に行う団体の育成に関すること。

(3) 市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するための啓発活動及び情報提供に関すること。

(4) 幼児、児童、生徒、高齢者等の安全確保に関すること。

(5) その他防犯活動に関する必要な事項

第2章 現状と課題

1 犯罪の現状

(1) 市内の犯罪発生状況

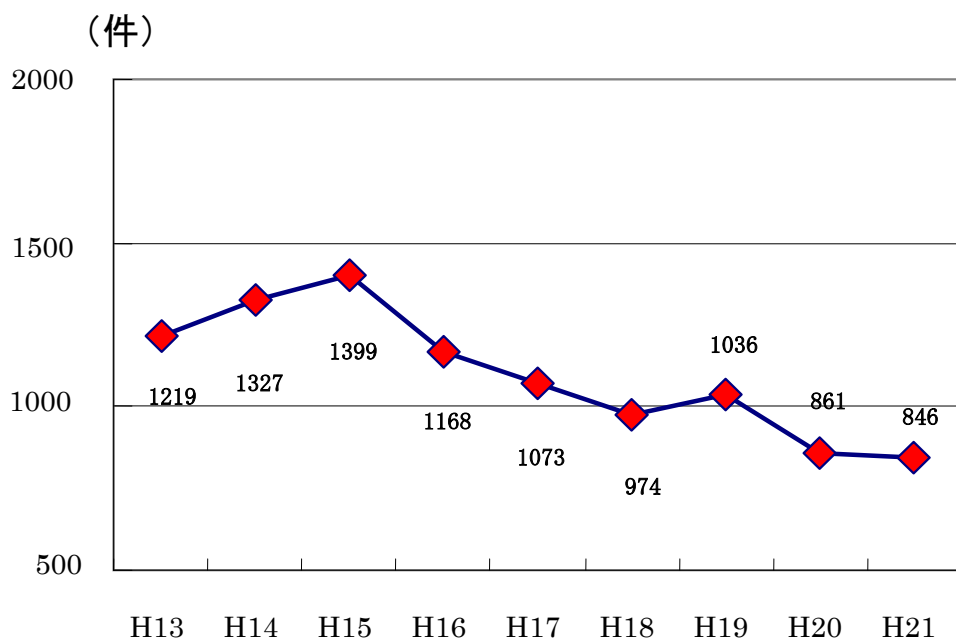
本市における刑法犯の認知件数は、市民や警察による積極的な防犯活動により、平成15年以降減少傾向にあります。しかし、平成20年は861件で加茂警察署管内の67.7%、平成21年には846件で加茂警察署管内の67.4%を占めています。このような中、毎日のように新聞報道される強盗・殺人などの凶悪事件や身近におこる万引き、自転車盗などの窃盗事件、高齢者を狙う振り込め詐欺等に、不安を抱く市民も多い状態です。

また、平成21年度の人口1,000人当たりの刑法犯認知件数は17.1件であり、県下42市町村中6番目に多いという非常に憂慮すべき状況にあります。

刑法犯認知状況

罪種 年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯			知能犯	風俗犯	その他	合 計	
			侵入犯	乗物盗	非侵入					
H18	3	45	747	79	203	465	38	4	137	974
H19	7	23	811	98	245	468	34	7	154	1,036
H20	5	11	694	126	197	371	19	4	128	861
H21	13	16	649	123	179	347	28	3	137	846

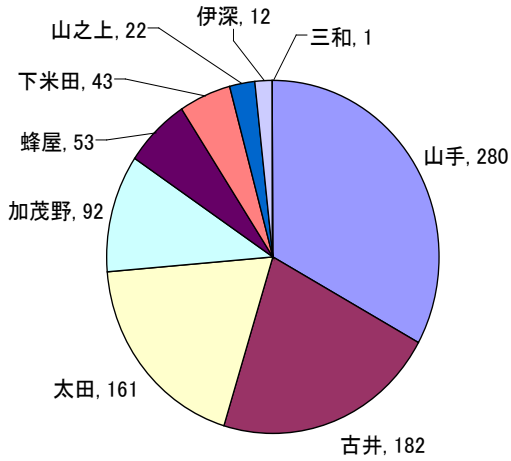
刑法犯認知件数 年次推移



(2) 市内の犯罪発生場所

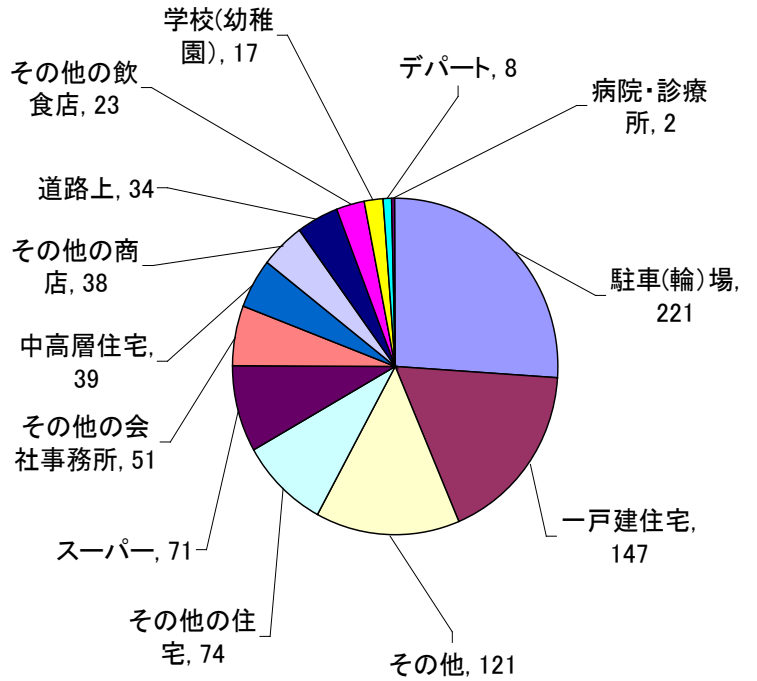
市内の小学校区別と発生場所別の犯罪発生状況から、太田駅北商店街地区において多くの犯罪が発生していると推測されます。

小学校区別発生件数



【総数:846 件】

発生場所別件数

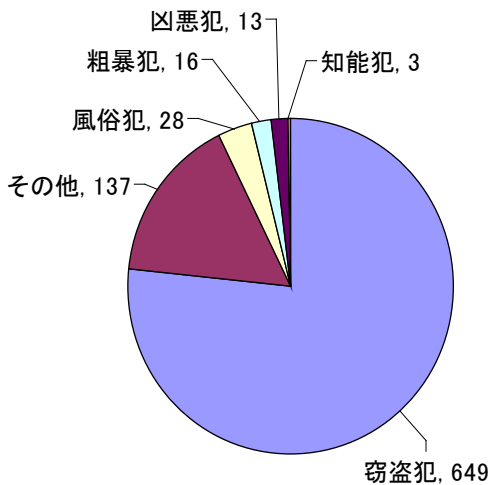


【総数:846 件】

(3) 市内の犯罪種別

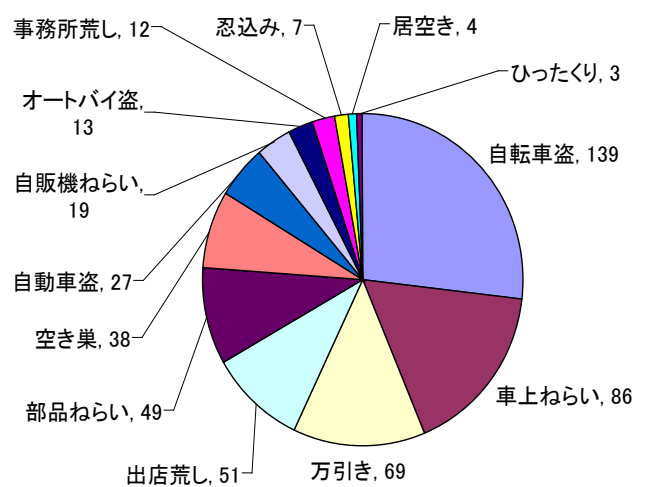
窃盗犯が全体の 3/4 以上を占め、その内訳をみると自転車盗、車上ねらい、万引きの上位 3 つで半数を超えています。

犯罪種別発生件数



【総数:846 件】

窃盗犯手口別発生件数



【総数:517 件】(不明 132 件)

2 市内の防犯活動団体

現在、市内には、下記のように約 50（重複有）の活動団体ありますが、個人や組織化されていない自発的な活動も多くある状況です。

加茂地区防犯協会登録団体	20 団体
岐阜県防犯協会登録団体	7 団体
岐阜県暴力追放推進センター協力事業所	14 団体
市地域学校サポートチーム	19 団体

【青少年センター街頭指導】



【登下校の見守り】



3 課題

- ① 少子高齢化、経済の低迷、国際化や高度情報化など、社会情勢の急激な変化は、将来に対する不安を増大させています。
- ② かつて、地域社会が持っていた住民互助の仕組みが弱体化し、価値観や生活様式が多様化し、人々の結びつきが希薄になってきています。
- ③ 国際化の進展により、さまざまな文化や生活様式を持つ人々が地域に居住し、価値観や習慣の異なる人々がふれあう機会も増えています。
- ④ 核家族化の進行により、従来家庭が担っていた社会規範、敬老、生命尊重といった学習の機会が少なくなっています。
- ⑤ 地域の安全を守るためには、警察による治安の強化だけでは十分とは言えません。住民、事業者、市が連携し、地域全体で犯罪防止や事故防止の総合的な対策を図ることが必要となっています。

第3章 行動計画(プロジェクト事業)

第1章の「活動の指針」に基づき、次の6つの具体的な行動計画(プロジェクト事業)を推進します。

【地域活動分野】①

プロジェクト名	犯罪防止のまちづくりプロジェクト		
事業概要	地域内の、落書き、放置されたごみや自転車などを早期に処理するとともにのぼり旗や看板を設置し、犯罪の発生が抑制されるような明るいまちづくりを進めます。		
現状・課題	放置自転車や不法投棄ごみ、落書きが見過ごされている状況があり、地域による対応が必要です。		
事業の効果	環境整備をすすめることで、まちの快適度が高まるとともに犯罪が減少し、安全で安心な市民生活が実感できます。		
今後の取り組み (実施方法)	まちの清掃活動、落書きの防止と処理、放置された自転車や自動車の処理、不法投棄対策、荒地の保全、のぼり旗・看板の設置、まちの防犯診断、危険箇所の点検など住民主体の環境整備		
指標：市民生活の安心感 (第5次総合計画市民意識調査の満足度：5段階評価)	現状 (H20)	中間目標 (H26)	目標 (H31)
	2.56	3.0	3.2

【地域活動分野】②

プロジェクト名	地域 ^{はぐく} 育みプロジェクト		
事業概要	高齢者世帯への声かけやあいさつ運動を通じてご近所のつながりを強化し、困った時には助け合える温かいまちづくりを進めることにより、地域の防犯力を高めます。		
現状・課題	核家族化が進行し高齢者世帯が増加しています。また、ご近所付き合いが希薄化し、自治会未加入者も増えています。		
事業の効果	地域の連携強化により、犯罪弱者を守り、犯罪者が近づかない環境が生まれ、高齢者被害の発生が抑制されます。		
今後の取り組み (実施方法)	地域の見守り活動、高齢者世帯への声かけ、あいさつ運動、散歩感覚のパトロール、出前講座の開催		
指標：高齢者被害の発生件数	現状 (H21)	中間目標 (H26)	目標 (H31)
	88件	79件	70件

【身近な犯罪防止分野】①

プロジェクト名	身近な犯罪（自転車盗・万引き）防止プロジェクト		
事業概要	事業者と地域が協力し、青少年が関わることが多い身近な犯罪の抑止に努めます。		
現状・課題	市内で発生する犯罪の種別では窃盗犯が全体の3/4以上を占めています。その窃盗犯の中でも、自転車盗、車上ねらい、万引きの3つが半数以上を占めています。		
事業の効果	身近な犯罪の防止は、市内の犯罪発生件数を減少させ、凶悪犯罪の抑止につながります。		
今後の取り組み (実施方法)	万引き防止の店宣言、自転車の施錠（2ロック運動）、放置自転車・自動車の処理、防犯カメラ・のぼり旗の設置		
指標：自転車盗・万引き発生件数	現状（H21）	中間目標（H26）	目標（H31）
	208件	187件	166件

【身近な犯罪防止分野】②

プロジェクト名	まちの見回りプロジェクト		
事業概要	青色回転灯パトロールカーの巡回、マイカーや事業車への防犯ステッカー着用と見回りなどを行い犯罪の発生を抑制します。		
現状・課題	本市における平成21年中の人口1,000人当たりの刑法犯認知件数は17.1件であり、県下42市町村中6番目に多い状況です。		
事業の効果	事業者と地域が連携し、多くの市民が防犯パトロールに参加することにより、防犯への関心が高まり、車上ねらい等の犯罪発生を抑制します。		
今後の取り組み (実施方法)	青色回転灯パトロールカーの巡回、ステッカー(サンバイザー取付)を着用した自動車によるパトロール、事業者と地域が連携した見回り、防犯灯の設置、犯罪発生情報の配信、店舗等の防犯設備強化、犯罪発生マップの作成、見回りボランティアの募集、不審者の情報集約及び提供		
指標：車上ねらい発生件数	現状（H21）	中間目標（H26）	目標（H31）
	86件	77件	68件

【防犯活動活性化分野】①

プロジェクト名	子どもの見守り・あいさつプロジェクト		
事業概要	現在行われている、登校・下校時の見守り活動を活性化するとともに団体と学校や地域との連携を深め、不審者等から子どもを守るために地域の安全性を高めます。		
現状・課題	「子ども 110 番の家」については、現状を調査するとともに制度について見直す必要があります。また、地域において幅広くボランティアへの参加を促進する必要があります。		
事業の効果	あいさつ運動の推進により明るいまちづくりをすすめ、不審者の近づかない環境を創ります。また、地域全体で見守る体制を強化し、子どもの安全性を高めます。		
今後の取り組み (実施方法)	登校・下校時の見守り活動、危険箇所の点検、「子ども 110 番の家」制度の見直し、あいさつ運動の推進、地域や事業者への参加呼びかけ		
指標：不審者発生件数	現状 (H21)	中間目標 (H26)	目標 (H31)
	31 件	29 件	27 件

【防犯活動活性化分野】②

プロジェクト名	情報共有・啓発プロジェクト		
事業概要	不審者情報、犯罪情報、危険箇所に関する情報を共有し、各種活動の連携強化と啓発を図ります。		
現状・課題	現在、不審者情報は教育委員会から発信していますが、さらに多くの情報を市民へ情報提供する必要があります。		
事業の効果	情報の共有化を図ることにより、市民の防犯に対する関心を高めることができます。また、市民からの情報提供により、迅速な対応と有効な活動が可能になります。		
今後の取り組み (実施方法)	不審者・犯罪情報の一斉メール、同報無線の活用、広報紙等による啓発活動、のぼり旗・看板の設置、学校・ボランティア・地域の 3 者連携強化、防犯推進大会の開催、強化月間・週間中の啓発運動		
指標：一斉メール登録者数	現状 (H21)	中間目標 (H26)	目標 (H31)
	792 人	5,000 人	7,000 人

【 資 料 】

美濃加茂市防犯活動推進条例

平成21年10月14日 条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市民、事業者等及び市の責務を明らかにし、市民及び事業者等と防犯活動を協働して推進することにより、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業活動を行う者及び市内に所在する土地、建物等を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) 関係機関 警察署及び市内において防犯活動を行う団体をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、防犯活動について理解を深め、自ら安全確保に努めるとともに、互いに協力して防犯活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるとともに、その所有し、又は管理する土地、建物等を適正に管理し、市民の安全を確保するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市及び関係機関が実施する防犯活動に関する施策に積極的に協力するものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、市民、事業者等及び関係機関と密接な連携を図りながら、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活における犯罪防止のための施設整備に関すること。
- (2) 防犯活動を自主的に行う団体の育成に関すること。
- (3) 市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するための啓発活動及び情報提供に関すること。
- (4) 幼児、児童、生徒、高齢者等の安全確保に関すること。
- (5) その他防犯活動に関する必要な事項

(推進計画の策定)

第6条 市長は、防犯に関する施策を計画的に推進するため、防犯活動に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、次条に定める協議会及び市民等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(協議会)

第7条 防犯活動を総合的かつ計画的に推進するため、美濃加茂市防犯活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市民及び関係機関の代表者等で組織する。

3 協議会は、市長の求めに応じ、推進計画その他防犯活動に必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

美濃加茂市防犯活動推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
市 民 団 体	高 井 雅 道	市自治連合会
	福 井 徳 保	市健寿連合会
	瀬 瀬 あずさ	市保育園保護者会 (古井第二保育園保護者会)
	大 矢 満 人	市子ども会育成連絡協議会
	鹿 野 恵 子	市連合PTA (母親委員)
	天 池 和 義	市地域学校サポートチーム (三和小学校区)
事 業 所 等	内 田 はつよ	美濃加茂商工会議所 (女性会)
	井 戸 誠	加茂接客業防犯組合連合会
	伊 藤 正 彦	市内大型店舗 (バロー美濃加茂店)
	近 藤 辰 彦	県防犯協会協力事業所 (セブン工業)
	池 野 敦	美濃加茂遊技業組合 (プレイランド サンワ)
関 係 機 関	中 井 敏 雄	美濃加茂地区地域安全指導員
	岩 田 正 彦	市少年センター補導委員連絡会議
	片 桐 勤	市民生児童委員協議会
	高 井 義 次	市保護司会
	森 崎 武 芳	加茂警察署生活安全課
一 般 公 募	渡 邊 松 夫	市民公募委員 (川合西3号自警団)
	中 田 光 子	市民公募委員 (さくらの会)
	岸 一 夫	市民公募委員 (交通安全協会美濃加茂支部蜂屋分会)
	島 田 康 人	学識経験者 (名城大学)

【会 長】【第1分科会長】 中 井 敏 雄

【副会長】【第2分科会長】 井 戸 誠

【第3分科会長】 天 池 和 義

諮 問

発 防 第 57 号
平成 22 年 8 月 17 日

美濃加茂市防犯活動推進協議会長 様

美濃加茂市長 渡 辺 直 由

防犯活動に関する推進計画の策定について（諮問）

美濃加茂市防犯活動推進条例第 6 条の規定に基づき、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図るため、美濃加茂市の防犯活動に関する推進計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

答 申

平成 22 年 12 月 10 日

美濃加茂市長 渡 辺 直 由 様

美濃加茂市防犯活動推進協議会長 中 井 敏 雄

防犯活動に関する推進計画の策定について（答申）

平成 22 年 8 月 17 日付け発防第 57 号で諮問のありました美濃加茂市の防犯活動に関する推進計画の策定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり「みのかも防犯まちづくり推進計画（案）」を作成しましたので答申いたします。

みのかも防犯まちづくり推進計画 策定経過

期 日	会 議 等	内 容
平成22年 8 月 17 日	第1回防犯活動推進協議会	諮問・策定方針の決定
9 月 21 日	第2回防犯活動推進協議会	計画の指針・現状と課題について
10 月 18 日	第1回第2分科会	プロジェクト事業の検討
10 月 19 日	第1回第3分科会	〃
10 月 20 日	第1回第1分科会	〃
10 月 29 日	分科会長打合せ	プロジェクト事業案取りまとめ
11 月 1 日	第2回第1分科会	プロジェクト事業案作成
11 月 2 日	第2回第3分科会	〃
11 月 9 日	第2回第2分科会	〃
11 月 22 日	分科会長打合せ	推進計画案取りまとめ
11 月 26 日	第3回防犯活動推進協議会	推進計画案作成
12 月 10 日	答 申	推進計画案市長へ答申
平成23年 1 月 ~ 2 月	パブリックコメント	市民からの意見募集
3 月 日	総合政策審議会・経営戦略会議	推進計画決定

作成年月 平成 23 年 月
事務局 美濃加茂市総務部防災安全課
TEL 0574-25-2111 (内線 275)
FAX 0574-25-3917
URL : <http://www.city.minokamo.gifu.jp/>